

内22-49

早稲田大学大学院理工学研究科

博 士 論 文 概 要

論 文 題 目

明治前期社寺行政における「古社寺建造物」概念の
形成過程に関する研究

Formation process of the notion of
"Ancient shrine and temple" in a religious
building administration in early Meiji Era.

申 請 者

山崎

幹泰

Mikihiro

Yamazaki

建設工学

建築史

2002年 12月



本論文は、明治以降の社寺建造物のあり方を再評価するために、明治前期の社寺を取り巻く社会状況を明らかにすることを、研究の目的とする。

幕末に活発化した復古的神道の運動が、明治維新を期に台頭し、明治初年の神仏分離・廃仏毀釈へと展開したことはよく知られている。しかし、これらは一時的なもので、前近代の遺物はその後、近代社会に取り込まれていった。その中で自らの位置を確保した社寺のみが、地域社会の中で生き続けることになった。その位置とは、ある社寺にとっては国家・村落祭祀の執行や国民教化を担う役割を果たすことであり、またある社寺にとっては「歴史の証徴」である建造物や宝物を維持・保存することで、その存続に社会的な意義を認められることであった。

明治時代においても社寺の造営活動は続けられたが、歴史的評価は一般に低く、その理由を廃仏毀釈と西洋文明の摂取に求めるのが常であった。日本建築史と日本近代建築史の断絶はいわば自明のこととされてきたが、近年になりようやく近世と近代の溝を埋める研究が活発に行われつつある。しかし、社寺設計者としての建築史家・伊東忠太の出現以前であり、また際立った社寺建造物の作品に乏しい明治前期という時代は、建築史の視点で語ることは困難を伴うものであった。特に政策上冷遇された府県社以下神社や寺院、すなわち一般社寺について、その造営活動や建造物を評価する具体的な論点を、未だ見いだすことができずにいる。

また一方で、古社寺保存の世界に、社寺建造物における近世と近代の継承性を見る視点もある。しかし従来の研究では、明治30年公布の古社寺保存法以前の時代、明治初年からおよそ20年ごろまでについては、文化財保護制度の前史として、社寺建造物に美術的な価値が見いだされていく段階とされている。ここには、宗教施設としての社寺建造物の近世からの継続性を見いだすことはできない。

西洋文明の移入に邁進する社会の影で、廃仏毀釈の影響を引きずり、低迷していたと考えられている明治前期の社寺の造営活動。しかし実際には、明治政府は度重なる調査を行って全国の社寺とその建造物の把握に努め、また社寺の側からも明治初年の混乱からの建て直しを図り、積極的に行政に働きかけを行っていた。その中で、近代の社寺造営に関する基本的な制度が、明治10年代の10年間を中心に、定められていくこととなる。それらは、近代の社寺造営や古社寺保存などを導く、基盤となる枠組みを生み出した。

そこで、近世と近代をつなぐこの時期の明治政府の社寺行政に注目し、近代の社寺建造物のあり方に対する新たな解読を試み、また今後の建造物保存に関する議論の素材として、この時期の社寺を取り巻く社会状況の一端を明らかにする。

本論文の構成は、序論と本論5章と結論から成る。

序論では、研究の目的と意義、従来の研究、研究の範囲と方法について述べる。

本論の第1章「松室重光『京都府古社寺建築調査報告』について」では、古社寺保存法成立直後の古社寺建造物調査について、新出資料を用いて考察を行った。

日本建築史研究が始まったばかりの明治 30 年，奈良県下の古社寺建造物について短期間で的確な調査を行ったと評価される関野貞の『古社寺建築物保存調査復命書』については，よく知られている。その直後，京都市に技師として赴任した松室重光が，関野の方法を踏襲して京都の古社寺建造物の調査を行った。これまで不明であったその報告書『京都府古社寺建築調査報告』について，その内容を検討した。両報告書の比較から二人の視点の違いを洗い出し，松室の調査についての評価を行った。あわせて関野・松室が参照し，かつ批判の対象とした，過去の社寺調査があったことを指摘する。それは内務省社寺局によって明治 15 年から行われ，調査時より 400 年以前に建立され現存する，という条件に当てはまる建造物について，全国の社寺から取調書の提出を求めるものであった。その内務省の調査に対して，関野・松室がどのような成果を挙げたのかという点から，関野の調査報告の再評価と，両調査報告書の新たな史的位置づけを行った。

第 2 章「明治 10 年代における古社寺建造物調査について」では，関野・松室の調査に先行する古社寺建造物調査の実態を解明した。前章の内務省社寺局 400 年前社寺建造物調査は，その取調書を編製した簿冊が現在のところ所在不明である。そこで，関係資料の捜索を行い，以下の資料が現存することを明らかにした。奈良県が自県の控としていた『大和国四百年前古社寺調』，京都府の成果物を木子清敬が筆写した『京都府下四百年前社寺建物調書』，またこの調査結果を元に 1000 年以前の建立のものを抜粋した『千年前社寺建物表』の写本二種の，計四部である。それぞれの資料の解説を行い，これらの資料の関係性と，調査の実態およびその成果について明らかにした。また，内務省とは別に工部省も，明治 18 年に古社寺建造物の調査を行っている。『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』という資料に部分的に含まれていた取調書を用い，その調査結果の解説から本調査の内容を明らかにした。内務・工部両省の調査内容の比較から，当時の明治政府による古社寺建造物に対する認識について考察した。

第 3 章「社寺の創立再興復旧の件を巡る一連の政策について」では，続いて内務省社寺局の 400 年前社寺建造物調査を採り上げ，調査が社寺の「創立再興復旧」の問題を巡る政策の過程で行われたことを明らかにした。政府は明治 11 年，一般社寺について信教の自由を認める立場から，江戸時代から引き続いて制限していた社寺の新規創立を，事実上解禁した。しかし，廃仏毀釈からの復興を求めて社寺数が急増し，既存の社寺の存続を脅かす社会問題となった。古社寺の修繕維持を支援する古社寺保存費の制度が 13 年に始められたばかりでもあり，一般社寺の増加と古社寺の存続が，対立する問題として認識された。結局は明治 19 年，社寺の創立再興復旧は，一部の例外を除いて原則禁止に戻る。信教の自由に制限を加えるその表向きの理由として「社寺の増加を抑えることは古社寺の衰退を防ぐことになる」，すなわち古社寺の保護が掲げられた。その過程で，既存の社寺には境内の整備を求め，また建造物の再建期限を定め，そして 400 年前社寺建造

物調査を行って、古社寺保存費の制度を補強した。また、原則禁止の中で残された例外「移民地及特別ノ縁故アル者」の創立とは、近代創建神社のその後の方向性を示している。明治10年代を通して揺れ動いたこの政策の過程で、近代における一般社寺の造営活動の方向性が決定されたこと、また古建築をもつ社寺に対する行政上の扱いが、一般社寺から分離していくその始まりを明らかにした。

第4章「東大寺大仏殿明治修理について」では、具体的な事例を通し、明治10年代に始まる社寺修理事業の状況を追った。東大寺大仏殿明治修理は明治15年に始められ、その後、明治30年代からの古社寺保存事業によって結実した事例である。明治前期の社寺造営を取り巻く環境が、その後どのように整備されていくか、当事業はその状況を観察できる好事例であることを明らかにした。明治15年に着手された修理計画は資金不足からいったんは挫折しかけたが、明治24年の濃尾地震をきっかけに、当時内務省技師であった妻木頼黄が奈良県の求めに応じて調査に訪れ、修理設計が改めて行われた。しかしこれも行き詰まり、古社寺保存法のもとで、ようやく事業は軌道に乗った。妻木頼黄設計による歪みの補正を主とする明治24年案、大仏殿の全解体を行い補強材を付加する明治32年案、そして明治38年前後に検討された構造の大胆な改造を伴う3案を、21枚の新出図面を用いて検討し、これらが最終的に行われた鉄骨による構造補強案にどう結びついていったか、事業の経過と妻木頼黄の関与という点から考察を行った。明治の建築技術史の観点からも特異なこの事例から、近代の社寺建築が指向した一つの可能性を読み解いた。

第5章「社寺の修理に関する明治前期の状況について」では、社寺修理に関する明治前期の行政の対応を明らかにした。第3章で示した通り、明治政府は既存の社寺の存続を優先し、新規の創立を厳しく制限した。既存の社寺の維持修理に関しては特に規制を設けなかったが、明治初期には修理を名目とした社寺の諸興行を風紀向上のため禁止した。明治10年代に入るとその禁止は解除され、社寺の集金活動が活発化する。皇室へも援助の請願が殺到し、宮内省は内規を設け、賜金を施すことで対応した。そうした活動の一つに、第4章で扱った東大寺大仏殿明治修理を遂行した大仏会がある。同会の修理財源の確保のための諸活動を採り上げ、古社寺保存法以前の自発的な建造物修理に関する経営の一例を紹介した。

結論ではまず、本論で扱った事項を時代順に配列することで、本論文の全体像を示した。明治10年代の社寺の「創立再興復旧」の問題を巡る一連の政策は、その後の近代の社寺造営と古社寺保存に大きな影響を及ぼした。社寺行政の中で古社寺建造物の役割が見いだされ、400年前社寺建造物調査を通して、後に古社寺保存が開始される基盤が整えられていく。しかし、明治10年代のこうした動きと、明治30年代からの古社寺保存との間には、「古社寺建造物」の定義と、行政から社寺への支援体制の転換の二点において、大きな隔たりもあることが明らかになった。